

持続可能な航空脱炭素化に関する有識者会議  
開催要綱

資料 2

(開催の目的)

第1条 航空分野における2050年までのカーボンニュートラル達成に向けては、持続可能な航空脱炭素化の観点から、特定の主体に過大な負担を生じさせないよう、広く航空輸送サービス利用者全体で、脱炭素に係る必要なコストの一部を分かち合う仕組みを構築することが必要であることから、利用者の理解を得つつ、航空運送事業者へのインセンティブのあり方について、具体化に向けて制度検討を推進していくため、「持続可能な航空脱炭素化に関する有識者会議」を開催する。

(本会議の構成)

第2条 本会議の構成は、別紙に掲げる委員で構成する。

- 2 本会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 座長が認めた場合に限り、委員以外の者は発言することができる。

(座長の任命等)

第3条 本会議に座長を1名置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 座長は、本会議を統括する。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(本会議の開催)

第4条 本会議は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 本会議の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本会議の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。
- 4 必要に応じて、本会議の下にワーキンググループ(WG)を設置する。

(事務局)

第5条 本会議の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空戦略室に置く。

(守秘義務)

第6条 委員は、本会議を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 開催要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項については、本会議で定めるものとする。

附 則 この開催要綱は、令和8年4月8日から施行する。